

表 3-4-3-3 土壌汚染対策法に基づく特定有害物質及び指定区域の指定基準

【環境対策課】

特定有害物質 (施行令第1条)	分類	土壌溶出量基準 (mg/L以下)	土壌含有量基準 (mg/kg以下)
四塩化炭素	第1種 特定有害物質 (揮発性有機化合物)	0.002	-
1,2-ジクロロエタン		0.004	-
1,1-ジクロロエチレン(別名塩化ビニリデン)		0.02	-
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.04	-
1,3-ジクロロプロペン(別名D-D)		0.002	-
ジクロロメタン(別名塩化メチレン)		0.02	-
テトラクロロエチレン		0.01	-
1,1,1-トリクロロエタン		1	-
1,1,2-トリクロロエタン		0.006	-
トリクロロエチレン		0.03	-
ベンゼン		0.01	-
カドミウム及びその化合物		第2種 特定有害物質 (重金属等)	0.01
六価クロム化合物	0.05		250
シアン化合物	不検出		遊離シアン50
水銀及びその化合物	0.0005		15
アルキル水銀	不検出		-
セレン及びその化合物	0.01		150
鉛及びその化合物	0.01		150
砒素及びその化合物	0.01		150
ふっ素及びその化合物	0.8		4000
ほう素及びその化合物	1	4000	
2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-1,3,5-トリアジン (別名シマジン又はCAT)	第3種 特定有害物質 (農薬等)	0.003	-
N,N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベンジル (別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ)		0.02	-
テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム又はチラム)		0.006	-
ポリ塩化ビフェニル(別名PCB)		不検出	-
有機りん化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、EPNIに限る。)		不検出	-